

〈教育に基づく差別〉論の射程
——日本における「差別」概念の過剰と過小をどのように論じるか
清原 悠（東海大学他非常勤講師）

本報告では、これまでは「差別論」の対象としては十分に論じられてこなかった「教育に基づく差別 education-based discrimination」(Tannock2008)の射程について検討する。周知のように、「差別」とは個人では変え難い集団的な属性（人種・民族、ジェンダー、宗教などのカテゴリーカルな違い）に関連した劣等処遇のことを指すのが最も一般的なものと認識されており、「個人」の「努力」や「能力」と密接に関連した「教育」にかかる何らかの不利益処遇を「差別」として把握することは、概念の不用意な拡張であると捉えられるからだ。「教育」と「差別」が結びついて了解される場合であっても、それは社会に存在する人種・民族差別や女性差別などのカテゴリーカルな差別が諸集団の「教育」の達成度に差を与える結果となっていることが問題視される文脈においてか、あるいは差別に関して（一見）ニュートラルな指標による選抜が実際には諸集団に対して不当な選抜（差別）として機能していることが疑われる場合、あるいは学校教育の中における差別行為が問題視される文脈においてのことであった。すなわち、一般的な意味での「差別」認識をベースにして、それが「教育」という領域にどのように関連してくるのが論じられてきたと言える。これに対し、Tannock (2008)の提起した「教育に基づく差別 education-based discrimination」とは、「教育」が直接的に「差別」として機能する側面を捉えるために提起された議論であるが、その議論の妥当性や有効性については未だ十分に検討されているとは言い難い。しかしながら、日本の教育の領域における「差別」認識を論じるにあたって、この概念が一定の有効性を発揮する可能性がある。なぜなら、「差別」に関する認識として、日本の教育の領域は2つの点で世界的に特異な状況にあると言えるからである。

1 つ目は、日本では「学歴差別」という言説が一定以上のリアリティをもって流通し、また特に戦後日本の教育界では「能力主義差別教育」「差別＝選別教育」という奇妙な認識が形成され、実際に教育政策や教育現場で影響力を持ってきたことである。教育社会学者の荻谷剛彦（1995）によれば、「能力主義差別教育」「差別＝選別教育」とは、生徒を学力や成績によって差異的に処遇したり、成績によってクラスや進路を振り分ける事態を指すものであり、人種や階級、性別と言った社会的カテゴリーとの重なり合いという事態から離れて、個人の能力差や成績の違い自体にまで「差別」の射程を広げて認識することである。言うなれば、「差別」概念のインフレーションである。

2 つ目の問題は、多文化教育の不足であり、通常の意味での「差別」に関しての教育が手薄いことである。日本の公的教育における「平等」の扱いは、子どもを機械的に一律に扱う「形式的機械的平等」ばかりが重んじられ、「能力差に応じた平等」や「社会的環境要因に配慮した傾斜的資源配分を基礎とする平等」が軽視されてきた（倉石一郎 2018）。学校・クラスの中で「社会的環境要因に配慮した傾斜的資源配分」を行

うことの必要性が十分に認識されないため、マイノリティ生徒のニーズが満たされないといった事態が発生することとなる（額賀美紗子 2003）。ここにおいて、通常の意味における「差別」は不可視化されることとなる。近年、公立高校において「髪の色染め」の指導がなされていたことが「ブラック校則」問題として注目を浴びた（荻上チキ・内田良 2018）。「髪」という生得的な属性に対して変更を加えようとするのがレイシズムに他ならないことを公的教育機関が認識できていなかったことが明らかになったが、これは教育における「差別」の不可視化が招いた一つの帰結と言えるだろう。

一方の極における差別概念の過剰さ、もう一方の極における差別概念の過小さ、教育の領域におけるこの2つの問題は日本社会における「差別」の議論にどのように影響を与えている（与えてきた）であろうか。日本は人種・民族差別を禁止する法律を制定していない唯一の「先進国」であるが、「差別」に対処する動きを進めていくにあたって、何をもって「差別」と認識しうるのかの議論を日本の教育の文脈において改めて検討することは重要な一歩であるに違いない。本報告では、「教育に基づく差別 education-based discrimination」（Tannock 2008）という認識の重要性を主張する研究を手掛かりにして、日本における「差別」認識について論じてみたい。

参考文献

- Stuart Tannock, 2008, “The problem of education-based discrimination”, *British Journal of Sociology of Education* 29(5):439-449
- 荻上チキ・内田良、2018、『ブラック校則——理不尽な苦しみの現実』東洋館出版社
- 荻谷剛彦、1995、『大衆教育社会のゆくえ——学歴主義と平等神話の戦後史』中公新書
- 清原悠、2018、「抵抗の文化を育む教育はいかに可能か？——自由・平等・公正を作る複数形としての教育実践／研究」『社会文化研究』21、47-69
- 倉石一郎、2018、『[増補版]包摂と排除の教育学——マイノリティ研究から教育福祉社会史へ』生活書院
- 額賀美紗子、2003、「多文化教育における『公正な教育方法』再考——日米教育実践のエスノグラフィー」『教育社会学研究』73、65-83